

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令案要綱

第一 特定外来生物となる外来生物を定めること。

(第一条関係)

第二 特定外来生物となる外来生物の器官を定めること。

(第二条関係)

第三 特定外来生物被害防止取締官の資格要件を定めること。

(第三条関係)

第四 この政令は、法の施行の日から施行すること。

(附則第一条関係)

第五 環境省組織令の一部を改正すること。

(附則第二条関係)